

ストックホルム条約残留性有機汚染物質検討委員会 第 15 回会合 (POPRC15) 開催



令和元年 10 月 1 日から 4 日にかけて、残留性有機汚染物質を国際的に規制するストックホルム条約による規制対象物質について検討を行う「残留性有機汚染物質検討委員会」(POPRC)の第 15 回会合がイタリアのローマで開催されました。

本会合では、ペルフルオロヘキサンスルホン酸(PFH_xS)とその塩及び PFH_xS 関連物質について、リスク管理に関する評価及び POPs 条約上の位置付け(製造・使用等の「廃絶」)について検討され、個別の適用除外なしで、条約上の廃絶対象物質(附属書 A)への追加を締約国会議(COP)に勧告することが決定されました。

また、デクロランプラス並びにその syn-異性体及び anti-異性体並びにメトキシシクロルについては、提案国から提出された提案書について、残留性、濃縮性、長距離移動性及び毒性等を審議した結果、附属書 D のスクリーニング基準を満たすとの結論に達し、次回の POPRC に向けてリスクプロファイル案を作成する段階に進めることが決定されました。

今後の予定として、POPRC 次回会合(POPRC16)は令和 2 年 9 月中旬にローマで開催される予定です。POPRC15 及び POPRC16 の結果を踏まえた第 10 回締約国会議(COP10)は令和 3 年 4 月末から 5 月初めにかけてケニアで開催される予定です。

COP での決定の後、各加盟国は、対象物質について製造、使用等を規制することになります。日本では、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)」等によって規制されることとなります。

当社では、有機フッ素化合物(PFOS、PFOA)の分析に対応しております。お気軽にお問合せ下さい。

資料 [2019 年 10 月 15 日付 環境省報道発表資料](#)

分析技術箇所 長谷川知草